

4.令和3年1月1日以降の収入が急変したかたの申請について

◎目黒における収入の個人住民税(均等割)非課税相当限度額

世帯の人数	家族構成例	収入の非課税相当限度額
2	父 または 母 + 子1人	1,560,000円
3	父母 + 子1人 父 または 母 + 子2人	2,057,000円
4	父母 + 子2人 父 または 母 + 子3人	2,557,000円
5	父母 + 子3人 父 または 母 + 子4人	3,057,000円

※「世帯の人数」は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者
- ・扶養親族

◎年間収入見込額の算出方法

申請者、配偶者それぞれについて、次の手順で年間収入見込額を算出して下さい。

① **令和3年1月以降の任意の月**の収入を合計します。

(以下の収入の**1か月分の合計額**を計算します。)

- ▶ 給与収入
- ▶ 事業収入
- ▶ 不動産収入
- ▶ 公的年金収入(非課税のものは除きます。)

※収入とは、税金や社会保険料が控除される前の支給総額のことを指します。

② 計算した**合計収入額を12倍**して、年間収入見込額を算出します。

◎給付金の申請

- ▶ **申請者、配偶者**それぞれで算出した②の年間収入見込額が、どちらも上表の「**収入の非課税相当限度額**」以下であれば、給付金の対象になります。
- ▶ 申請書は、**目黒区のホームページからダウンロード**ができます。
または、子育て支援課に電子メールやお電話をください。
ダウンロードページ、区メールアドレス、電話番号等は4ページ目をご覧ください。
- ▶ 申請書には、①の収入額を証明する書類(**給与明細書のコピー**など)を添付してください。(収入がなかったかたは、申立書を添付してください。)

※ 申請書をご提出いただいた後、目黒区で年間収入見込額の算出と支給審査を行うため、ご本人による試算と区の審査結果が異なる場合があります。

5.よくあるご質問

Q 1ページ目の「収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった」とはどういうことですか。

A 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で**令和3年1月以降の収入が減少**し、収入が減少した月の収入(1ヶ月分)を12倍した金額が非課税相当限度額以下となった場合をいいます。
児童の父と母の、同じ月の収入がともに非課税相当限度額以下となる必要があります。
詳しくは、このチラシの3ページ目をご覧ください。

Q 令和3年4月以降に目黒区へ転入・目黒区から転出した場合、給付金は受給できますか。

- A ① 令和3年4月分**児童手当の受給者**が転入・転出した場合
- ⑦ 児童手当受給者の令和3年度住民税が非課税なら、**令和3年3月31日にお住まいだった自治体(令和3年4月分児童手当の支給自治体)から給付金が支給**されます。
 - ⑧ 児童手当受給者の令和3年度住民税が課税され、かつ「収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったかた」に該当する場合は、児童手当受給者が**現在お住まいの自治体に給付金を申請**してください。
- ② **児童手当受給者以外のかた**が転入・転出し、児童手当は引続き同じかたが受ける場合
児童手当受給者のお住まいの自治体にお問い合わせください。

Q 「子育て世帯生活支援特別給付金」は何種類受給できますか。

A 「子育て世帯生活支援特別給付金」は『ひとり親世帯分』と『ひとり親世帯以外の子育て世帯分』の2種類がありますが、受給できるのは**対象児童1人につき、いずれか1回**です。
なお、支給金額はどちらも対象児童1人あたり5万円です。
※『ひとり親世帯分』については、目黒区子育て支援課までお問い合わせください。

Q 令和3年4月以降に生まれた子どもの給付金は受給できますか。

- A ① **令和3年4月1日～令和4年2月28日**に生まれた児童で、その児童に係る**児童手当が令和4年3月までに認定**された場合、児童手当の受給者の令和3年度住民税が**非課税**であれば、**児童手当の認定自治体から給付金が支給**されます。
- ② ①と同じ期間に生まれ児童手当が認定された場合で、児童手当の受給者の令和3年度住民税が**課税**されていても、「**収入が急変し、住民税非課税相当の収入となったかた**」に該当する場合は、**現在お住まいの自治体に給付金を申請**することができます。
- ③ ただし、口座振込みが令和4年3月末日までに完了しない場合、給付金を受けることはできませんので、ご注意ください。

6. 申請書の入手、制度のご案内について

◎ 目黒区ホームページ(申請書ダウンロード、制度のご案内)

https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/kosodate/josei/kosodate_seikatsushien_sonota.html



◎ お問い合わせメール

kosodatekyufu@city.meguro.tokyo.jp



- ◎ 制度全般 厚生労働省コールセンター 0120-811-166 平日9:00~18:00
◎ 申請書請求など 目黒区子育て支援課手当・医療係 03-5722-8709 平日8:30~17:00